



盛土行為についての違反事実を公表します

要 旨

本市は、「沼津市盛土等の規制に関する条例」に基づき、命令を受けた事業主が期限までに命令に従わなかったため、**違反事実**を公表します。

(命令の内容)

- ・条例の**許可を得ないで盛土**を行った事業主に対して、盛土行為の中止と原状回復等を命じました。

(今後の対応)

本件の違反事実について、すでに静岡県警察に通報しております。また、静岡県が実施した調査の結果も踏まえ、今後も事業主に対し、現地の是正に向けて、粘り強く指導を行います。

概 要

- 事業主 事業を行う権限を有する者
・古屋高明（沼津市柳沢 743 番地）
- 事 実 事業主は、平成30年10月頃から、沼津市長の許可を得ずに盛土行為を始めました。市は、事業主に中止・原状回復命令の行政処分を行いましたが、未だ現地は改善されていません。
- 盛土箇所 沼津市西椎路字藏下 120 番2外
- 現地の状況 盛土が崩壊した場合、隣接する人家への土砂の流出が懸念されます。そのため、沼津市では、定期的なパトロールに加え、大雨後のパトロールにより都度状況を注視しており、盛土が直ちに崩落する危険性がないことを確認しています。
- そ の 他 今年度公表した7件について、**1件が是正完了**し、2件で是正に向けた土砂の搬出が進んでおります。残る 4 件も土砂搬出についての相談があり、是正に向けた動きを確認しています。

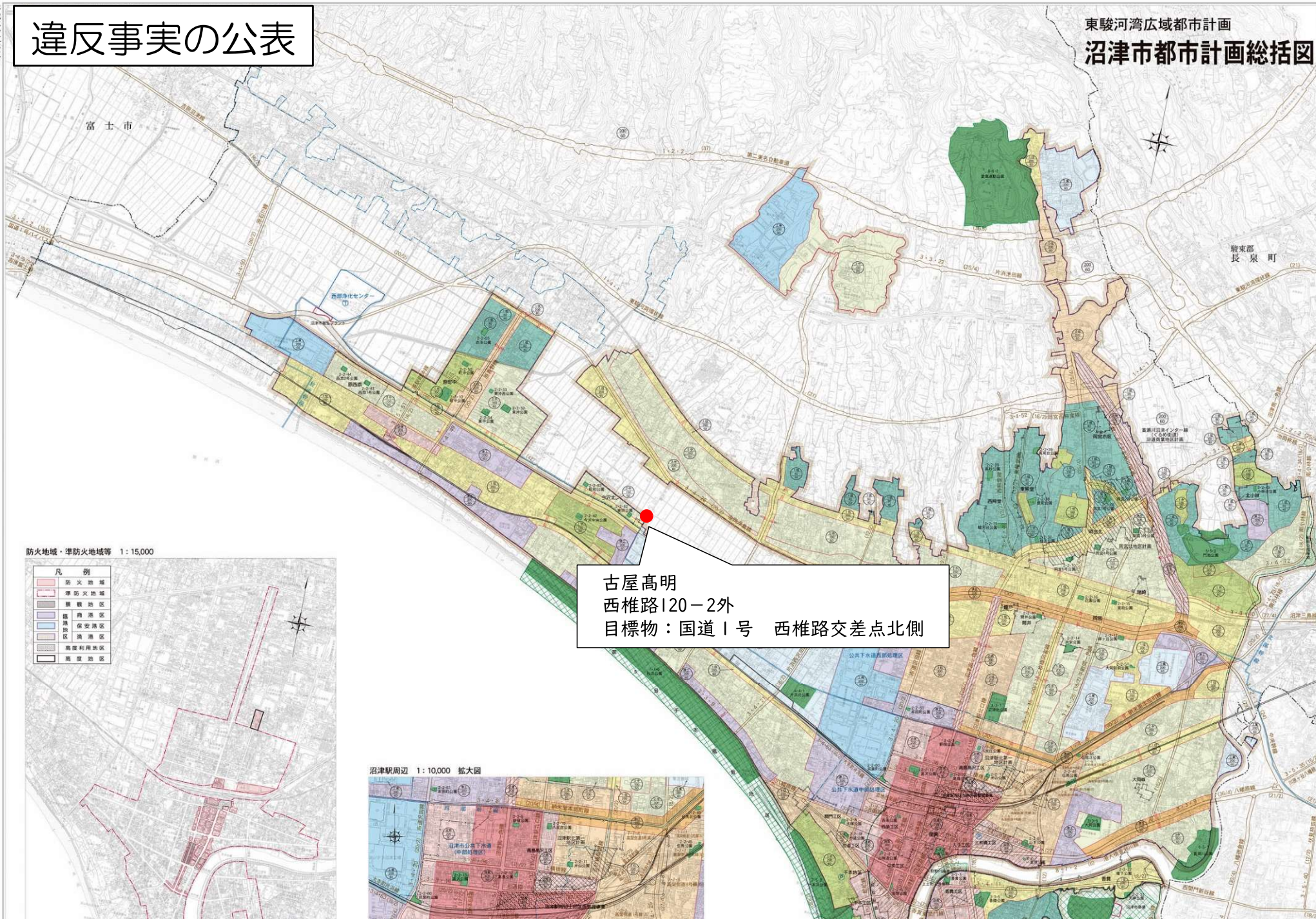
※ 盛土箇所等添付資料参照

お問い合わせ先

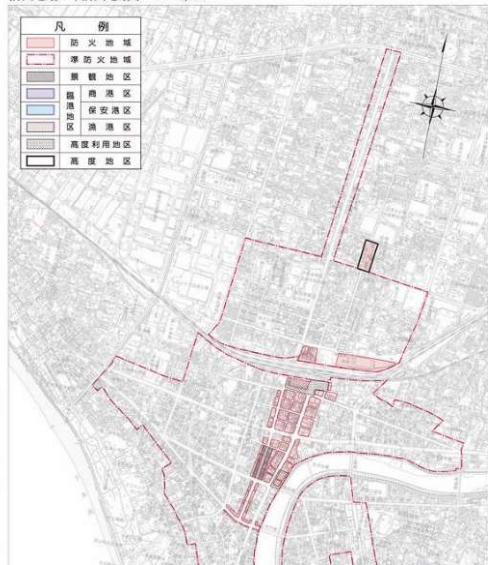
沼津市役所 都市計画部 開発指導課
直通:055-934-4761



違反事実の公表

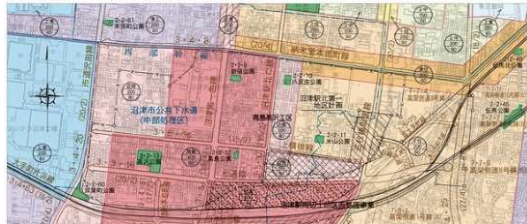


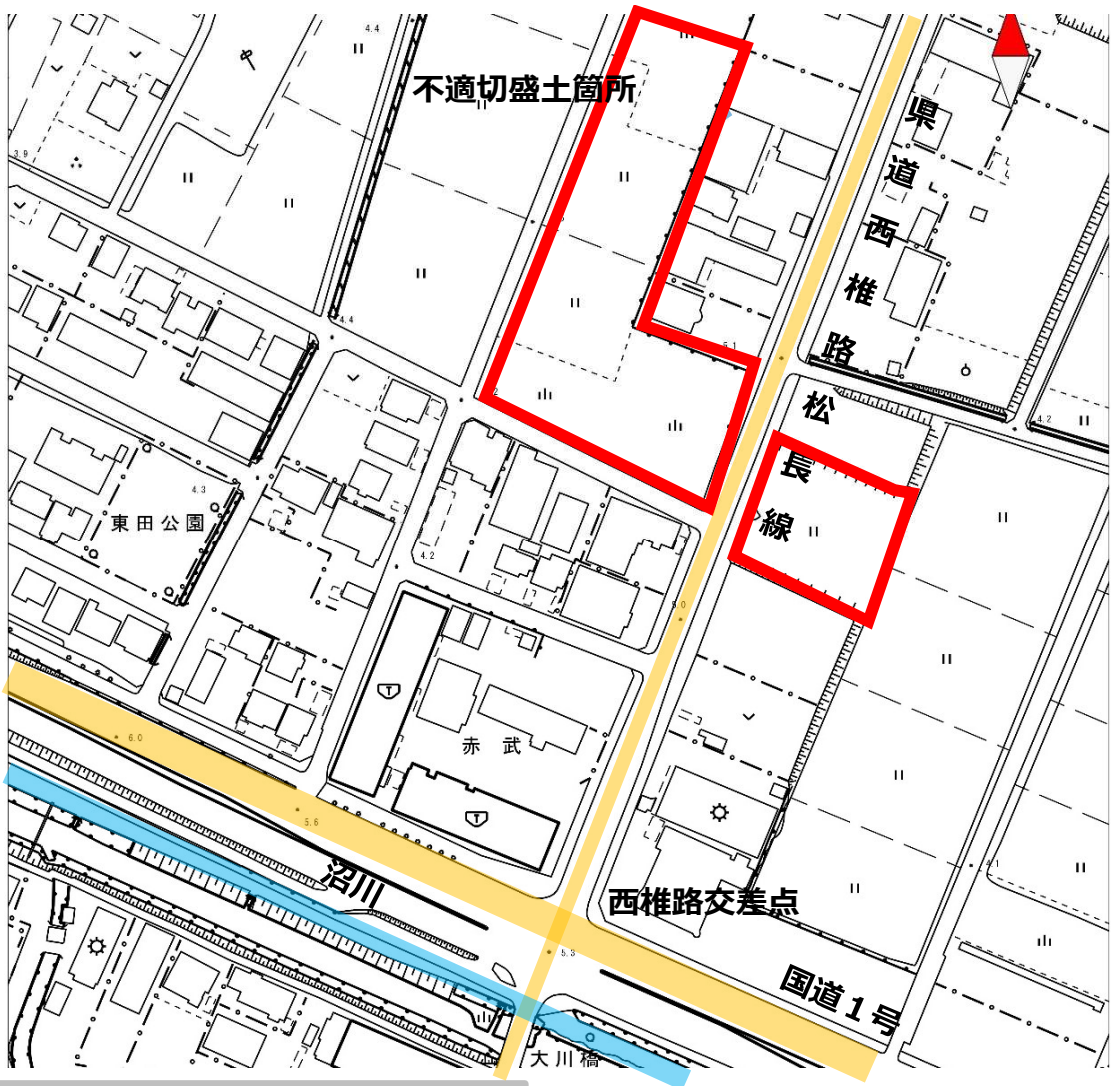
防火地域・準防火地域等 1:15,000



古屋高明
西椎路120-2外
目標物：国道1号 西椎路交差点北側

沼津駅周辺 1:10,000 拡大図





是正が完了した盛土

是正前



是正後



是正前



是正後



是正前



是正後



是正前



是正後



是正前



是正後

